

各法人制度の概要

類型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人		営利法人	
法人名	社団法人・財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	有限責任中間法人	無限責任中間法人	株式会社	
根拠法	民法34条	特定非営利活動促進法2 条2項	中間法人法		商法52条	
設立主義	許可主義 (主務官庁の許可 (34)) 主務官庁：内閣総理 大臣、各省大臣、都道 府県知事	認証主義 (所轄庁の設立の認証 (必要書類を提出)(10) 所轄庁：都道府県知 事、内閣総理大臣(9、)	準則主義 (定款、基金(最低基金 300万円)等基本的な要 件を充足(10、12、19ほ か))	準則主義 (定款等の基本的な要 件を満たす(93、94))	準則主義 (資本金(最低資本金 1,000万円)、定款等基 本的な要件を充足(165、 168、188ほか))	
機 関	理事等定 数	・1人又は数人(52) ・任期は、法律上は規 定なしだが、指導監督 基準上は原則として2年 (4(1))	・3人以上(15) ・任期は2年以内、た だし再任可(24)	・1人又は数人(39) ・任期は原則2年(41)	個々の社員が業務を執 行(102)	・取締役は3人以上 (255) ・取締役の任期は原則2 年以内(256)
	監事等定 数	1人又は数人(任意) (58) 指導監督基準： ・必置(4(2)) ・任期は原則として2 年(4(2))	・1人以上(15) ・任期は2年以内、た だし再任可(24)	・1人又は数人(51) ・任期は原則、就任後3年 以内に終了する事業年 度のうち最終のものに 関する定時社員総会の 終結のときまで(53)	個々の社員が他の社員 に対し、事業遂行状況 について報告を求め、 又は業務及び財産の状 況を調査可能(105)	・大会社につき監査役 は3人以上(商法特例法 18) ・任期は原則、就任後3年 内の最終の決算期に関 する定時総会の終結の ときまで(273)
	役員等構 成	(法律上)規定なし 指導監督基準： ・理事のうち、同一 の親族、特定の企業の関 係者、所管官庁の出身 者は3分の1以下(4 (1)) ・同一業界の関係者 は2分の1以下(4(1))	各役員につきその配偶者 又は三親等内の親族が1 人以内かつ当該役員並び にその配偶者及び三親等 内の親族が役員総数の3 分の1以下(21)	規定なし	・個々の社員が法人を 代表(103、) ・定款又は総社員の同 意により特に法人を代 表すべき者を定めるこ とができる(103)	大会社における監査役 (3人以上)のうち1人 以上は就任前5年間に 会社又はその子会社の 取締役又は支配人その他 の使用人でなかった者 (商法特例法18)
	監事兼職 禁止規定	(法律上)規定なし 指導監督基準上は理 事との兼職禁止(4 (2))	理事又は特定非営利活動 法人の職員との兼職禁止 (19)	理事又は有限責任中間 法人の使用人との兼職 禁止(52)	規定なし	会社又は子会社の取締 役又は支配人その他の 使用人との兼職禁止 (276)
	社員総会 等 又は 評議員会	社団法人 社員総会(53、63) 財団法人 (法律上)規定なし 指導監督基準： ・財団法人において 原則設置(4(4)) ・理事と同数程度以 上が見望ましい(運用指 針)	社員総会(30)	社員総会(28～38)	規定なし	(株主総会(230の10～ 252))
監督規定	主務官庁による監督上 必要な命令(67)	所轄庁による改善命令 (42)所轄庁による報告 徴収(41)(相当な理由等 がある場合)	規定なし		規定なし	
設立許可取消等	設立許可取消し(71)	所轄庁による設立認証の 取消し(43、)	裁判所の解散命令・保全処分(9)		裁判所の解散命令・保 全処分(58)	
計 算 書 類 等	作成・備 置書類	(法律上)財産目録の 作成 ・事務所への備置のみ (51) 指導監督基準： 定款又は寄附行為 役員名簿 (社団法人の場合) 社員名簿 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算 書 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書を作 成、主たる事務所及び 所管官庁に備置(7 (1)、(2))	事業報告書 財産目録 貸借対照表 収支計算書 役員名簿等 を作成、主たる事務所に 備置し(28)、年に1 回、上記書類及び定款等 (変更のあった場合)を所 轄庁に提出(29)	貸借対照表 損益計算書 事業報告書 剰余金の処分又は損 失の処理に関する議案 附属明細書 監査報告書 を作成、備置(59、60、 61)	規定なし	貸借対照表 損益計算書 営業報告書 利益の処分又は損失 の処理に関する議案 附属明細書 監査報告書 を作成、備置(281、281 、282)。(大会社 はも)については公告 も実施(283、商法特 例法16)。 一部の会社について は 有価証券報告書を作 成、備置、公衆の縦覧(証 券取引法24、25)
	閲覧対象 者	(法律上)規定なし 指導監督基準上、原則 として一般の閲覧(7 (1)、(2))	・社員その他の利害関係 人の請求により上記 の書類又は定款等の閲 覧(28) ・所轄庁において上記書 類につき閲覧(29)	社員及び法人の債権者 に対し閲覧、謄本等の交 付(61)	規定なし	株主・会社債権者に対 し閲覧、謄本等の交付 (282)

各法人制度の概要

類型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人		営利法人
法人名	社団法人・財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	有限責任中間法人	無限責任中間法人	株式会社
外部監査の 義務付け	(法律上)規定なし 申合せ： 一定規模(資産額100 億円以上若しくは負債 額50億円以上又は収支 決算額10億円以上)以 上の公益法人に対し、 各府省より要請	規定なし	規定なし		大会社(資本金5億円以 上又は負債額200億円以 上)につき監査役によ る監査の他に会計監査 人による監査を受けな ければならない(商法 特例法2)
解散法人の 残余財産分 配	定款又は寄附行為で 指定した者に帰属(72) 理事は主務官庁の許 可を得て当該法人の目 的に類似の目的のため に処分(72) 国庫に帰属(72)	定款で定めた者に帰属 (32) 清算人は所轄庁の認証 を得て国又は地方公共団 体に譲渡可能(32) 国庫に帰属(32)	定款で定めた者に帰 属(86) 社員総会の決議によ り定めた者に帰属(86) 国庫に帰属(86)	定款の定めた者に帰 属(113) 総社員の同意により 定めた者に帰属(113) 国庫に帰属(113)	株式数に応じた分配 (425)
その他	合併に関 する規定 収益事業 等の実施	なし	あり(33～39)	あり(122～149)	あり(56,408～416)
	なし	(法律上)規定なし 指導監督基準 ・公益事業の推進に 資するもので、公益事 業費を賄うのに必要な 程度の規模、公益法人 としての社会的信用を 傷つけないものにつき 実施可能(2(6)) ・区分経理(運用指 針)	・特定非営利活動に係る 事業に支障がない限り、 その収益を当該事業に充 てるための収益事業実施 可能(5) ・区分経理(5)	制限なし	
他	法人数	26,264法人 ・社団法人 12,889法人 ・財団法人 13,375法人 (平成12年10月1日現 在)	6,198法人 (平成14年3月1日現在)	なし(未施行)	1,089,082法人 (平成12年6月30日現 在)